

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

# 福島県環境教育等行動計画

【第2次】

(素案)

令和3年2月

福島県

1	目次	
2	はじめに	1
3	1 福島県の環境教育等を取り巻く動向	2
4	(1) 福島県における取組	<u>3</u>
5	ア 条例・計画に基づいた取組の推進	<u>3</u>
6	(ア) 福島県環境基本条例	3
7	(イ) 福島県環境基本計画	3
8	(ウ) <u>福島県地球温暖化対策推進計画</u>	<u>3</u>
9	(エ) 福島県循環型社会形成に関する条例	<u>4</u>
10	(オ) 福島県廃棄物処理計画	4
11	(カ) <u>福島県食品ロス削減推進計画</u>	<u>4</u>
12	(キ) <u>福島県海岸漂着物対策推進地域計画</u>	<u>5</u>
13	(ク) うつくしま「水との共生」プラン	<u>5</u>
14	(ケ) 福島県水環境保全基本計画	<u>5</u>
15	(コ) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	<u>5</u>
16	(セ) 福島県野生動植物の保護に関する条例	<u>6</u>
17	(シ) ふくしま生物多様性推進計画	<u>6</u>
18	イ 環境回復・創造の総合的な拠点「福島県環境創造センター」	
19	の活用	<u>7</u>
20	2 環境教育等の推進に当たっての考え方	<u>12</u>
21	(1) <u>環境保全・回復活動の推進に向けた人材育成の視点</u>	<u>13</u>
22	(2) 取組主体間における適切な役割分担	<u>13</u>
23	ア 家庭の役割	<u>14</u>
24	イ 学校の役割	<u>14</u>
25	ウ 地域・民間団体の役割	<u>14</u>
26	エ 事業者の役割	<u>15</u>
27	オ 行政の役割	<u>15</u>
28	(3) 参加と協働	<u>16</u>
29	(4) 取組の継続性	<u>16</u>
30	3 環境教育等を推進するための施策	<u>17</u>
31	(1) 家庭における環境教育等	<u>17</u>
32	(2) 学校における環境教育等	<u>19</u>
33	(3) 地域における環境教育等	<u>22</u>
34	(4) 職場における環境教育等	<u>24</u>
35	(5) 各主体間の連携・協働	<u>26</u>
36	(6) <u>環境創造センター等を活用した環境教育等</u>	<u>28</u>
37	4 環境教育等の取組状況の点検等	<u>32</u>

1  
2

### 3 はじめに

4 平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布され  
5 たこと及び平成25年3月に「福島県環境基本計画」を見直したことを踏まえ、平成17  
6 年3月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針」の見直しを  
7 行い、同法第8条の規定に基づく行動計画として「福島県環境教育等行動計画」（以下、  
8 「行動計画」という。）を平成26年3月に策定し、平成30年1月には、福島県環境創  
9 造センターの設置などを踏まえた見直しを行ったところ。

10 今回、計画が終期を迎えたことから、環境教育等を巡る社会情勢の変化などを踏まえ、第  
11 2次行動計画を策定するものです。

12 今後とも、この行動計画に基づき、「福島を想う全ての人々の力でつくろう～安心して暮  
13 らせて、自然と共生する 新生ふくしま”～(仮)」に向けた環境教育等の推進に取り組みま  
14 す。

15 なお、この行動計画の対象期間は、「福島県環境基本計画」の期間に合わせ、令和12年  
16 度（2030年度）までとします。

17

## 1 福島県の環境教育等を取り巻く動向

本県は、県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗代湖を始めとする多くの湖沼や流れ豊かな河川に恵まれ、裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有しており、私たちは、こうした豊かな自然から得られる恵みを享受しています。

しかし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害）により、私たちの生活環境や自然環境が甚大な被害を受けており、とりわけ、原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出による県土の環境汚染という、これまで経験したことのない深刻かつ多大な影響をもたらしました。東日本大震災から10年が経過し、除染の進捗や福島県環境創造センターの全面開所など、汚染された県土の環境回復に向けた取組は着実に進んできましたが、また一方で、原子力発電所の事故に伴い生じた汚染廃棄物の処理促進のための取組や必要な除染の実施など、引き続き環境回復の推進に最優先で取り組むことが、本県の復興の大前提となっています。

また、近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、私たちの生活の利便性は向上したものの、環境や資源面での制約が高まっている状況にあります。特に、地球温暖化や廃棄物問題、生物多様性の喪失等の世界規模での環境問題は深刻化しており、温室効果ガスの排出削減をはじめ、循環型社会や自然共生社会の形成を進めるなど、持続可能な社会を実現していくことが重要となっています。

さらに、人類の歴史は、自然災害との戦いの歴史であったとも言え、現代社会においても豪雨、豪雪、地震、津波、噴火、竜巻などの自然現象によって、度々犠牲と被害が発生しています。自然災害の発生をなくすことは困難であり、今後、地球温暖化の進行によって、自然災害による被害はより深刻になっていく可能性があります。

このような状況を踏まえて環境回復の推進と持続可能な社会の実現を図るためには、県民、民間団体、事業者、行政などあらゆる主体が自ら、また、連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくことがますます重要になっており、そうした行動を広げるために環境教育等を推進することが必要です。そのため、本県では、「福島県環境教育等行動計画」に基づき環境教育等の推進に取り組めます。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

(1) 福島県における取組

ア 条例・計画に基づいた取組の推進

本県においては、独自の条例や計画に基づき、環境教育等を含めた環境保全・回復の取組を進めています。

(ア) 福島県環境基本条例

多様化する環境問題に積極的に取り組むとともに、本県の優れた自然環境を次世代に継承することが極めて重要な責務であるとの認識の下に、平成7年度に「福島県環境基本条例」を制定しました。

この中で、基本的施策として環境の保全に関する「教育及び学習の振興」及び県民、事業者、民間団体による「自発的な活動の促進」を掲げ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

(イ) 福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成8年度に「福島県環境基本計画」を策定し、(令和3年度に見直しを行う予定。以下、見直し後の内容を記載。)

(ウ) 福島県地球温暖化対策推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、平成10年度に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定しました。平成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ「福島県地球温暖化対策推進計画」を新たに策定し、(令和3年度に見直しを行う予定。以下、見直し後の内容を記載。)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39

(イ) 福島県循環型社会形成に関する条例

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを変革し、適正な資源循環が確保されること等により資源の消費や廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を形成していくため、平成16年度に「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成17年度に「福島県循環型社会形成推進計画」を策定し、(令和3年度に見直しを行う予定。以下、見直し後の内容を記載。)

(ロ) 福島県廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量及び適正処理等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成13年度に「福島県廃棄物処理計画」を策定し、(令和3年度に見直しを行う予定。以下、見直し後の内容を記載。)

(ハ) 福島県食品ロス削減推進計画

「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、食品ロス削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、(令和3年度に計画を策定する予定。以下、策定後の内容を記載。)

1  
2 (キ) 福島県海岸漂着物対策推進地域計画  
3

4 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並び  
5 に海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、  
6 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元年度に「福島県海  
7 岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。

8 この計画により、県は、県民、市町村、事業者等と連携し、海岸漂着物対策  
9 に取り組んでいくこととしています。  
10  
11

12 (ク) うつくしま「水との共生」プラン

13 健全な「水循環」の継承に取り組んでいくため、平成18年度に「うつくし  
14 ま『水との共生』プラン」を策定しました。

15 この計画では、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」という理念の下、  
16 良好な水環境を未来の世代に引き継ぐため、産学官民連携による水環境保全に  
17 取り組んでいくこととしています。  
18  
19

20 (ケ) 福島県水環境保全基本計画

21 水環境の保全に積極的に取り組むため、平成7年度に「福島県水環境保全基  
22 本計画」を策定し、(令和3年度に見直しを行う予定。以下、見直し後の内容を  
23 記載。)  
24  
25  
26  
27  
28

29 (コ) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

30 豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有している猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群  
31 の水環境の悪化を未然に防止し、美しいまま将来の世代に引き継いでいくため、  
32 平成13年度に全国で初めて「未然防止」の観点に立った「福島県猪苗代湖及  
33 び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定しました。

34 この中で、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全についての理解を深め、  
35 その保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習の振興を図  
36 ることとしています。

37 この条例に基づき、同年度、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」  
38 を策定し、(令和3年度に見直しを行う予定。以下、見直し後の内容を記載。)  
39  
40

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21

(サ) 福島県野生動植物の保護に関する条例

県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対応し、豊かな自然環境を保全するため、平成15年度に「福島県野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。この中で野生動植物に関する理解を深める活動が促進されるよう、教育及び学習の機会の充実を図っていくこととしています。

この条例に基づき、平成16年度には、「福島県希少野生動植物保護基本方針」を策定しました。この基本方針では、学校教育や社会教育等様々な場において体験的な学習の場の創出に努めるなど、環境教育等の推進を図ることとしています。

(シ) ふくしま生物多様性推進計画

「生物多様性基本法」に基づき、それぞれの地域において、生物多様性を保全し持続可能な利用を進めていくため、平成22年度に「ふくしま生物多様性推進計画」を策定し、平成25年度に東日本大震災による影響を踏まえ、見直しを行いました。

この計画では、多様な主体との連携と協働により、県民の環境や生物多様性への理解の促進に向けた取組を推進することとしています。



1  
2 イ 環境回復・創造の総合的な拠点「福島県環境創造センター」の活用

3 放射性物質に汚染された環境を早急に回復し、県民が将来にわたり安心して暮ら  
4 せる環境を創造するため、三春町と南相馬市に環境回復・創造の総合的な拠点「福  
5 島県環境創造センター」を整備し、平成28年7月に全面開所しました。

6 国内外の英知を結集した世界に冠たる国際的研究拠点を目指し、国際原子力機関  
7 (IAEA)の協力を得て放射線モニタリングと除染に関する「IAEA協力プロ  
8 ジェクト」を進めるとともに、日本原子力研究開発機構(JAEA)及び国立環境  
9 研究所(NIES)、県の三者が一体となって、環境放射線モニタリングや放射性  
10 物質の環境動態の調査研究等に取り組んでいます。また、県内の環境情報の収集・  
11 発信や教育・研修・交流の機能を持ち、広く国内外へも情報発信する環境回復・創  
12 造の総合的な拠点としての役割を果たしています。

13 施設の概要は次図「福島県環境創造センターの概要」のとおりであり、三春町に  
14 整備した施設は、本館、研究棟、交流棟「コミュタン福島」の3つの建物で構成さ  
15 れています。本館では、県全域のモニタリングや放射性物質の環境動態の調査研究  
16 等を行い、研究棟では、JAEAとNIESが研究開発等を行っています。交流棟  
17 「コミュタン福島」では、子どもたちや県民とともに、ふくしまの未来を創造する  
18 “対話と共創の場”として整備したもので、環境や放射線について体験を通して学  
19 ぶ展示室や360度全球型シアターなど、子どもたちや県民が福島の未来を考える  
20 力を育む環境教育等を展開しています。

21 また、福島県環境創造センターの機能を補完するため、附属施設として「野生生  
22 物共生センター」(大玉村)、「猪苗代水環境センター」(猪苗代町)を整備し、生物  
23 多様性の保全・回復活動、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全等を支援してい  
24 ます。「野生生物共生センター」では、野生動物の救護・保護管理や調査研究、環境  
25 学習などを行っています。「猪苗代水環境センター」は猪苗代湖や裏磐梯湖沼群の調  
26 査研究や、各種ボランティア団体等の環境保全活動の拠点となる施設として活用し  
27 ています。

28 南相馬市に整備した「環境放射線センター」は、本館と校正施設で構成され、本  
29 館では原子力発電所の周辺環境放射線モニタリングや安全監視を行い、校正施設  
30 では放射線測定機器などの信頼性の高い校正を行い正確に情報提供しています。

31 また、福島支所(福島市)では、環境回復のため、環境放射線モニタリングのう  
32 ち、プルトニウムの分析等を行っています。

# 「福島県環境創造センター」の概要

(平成28年7月全面オープン)

原発事故からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を回復・創造するための総合的な拠点

## 4つの機能

 <p>環境創造センター（三春町）</p>	<h3>モニタリング</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境放射能のきめ細やかなモニタリング</li> <li>河川等の放射性物質除去技術、放射性核種の動態調査 など</li> </ul>	<h3>情報収集・発信</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果、調査研究成果、福島の現状等を発信</li> </ul>
	<h3>調査研究</h3>	<h3>教育・研修・交流</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境や放射線に関する学習や研修、各種団体の交流 など</li> </ul>

- 環境創造センターは、本館、研究棟及び交流棟「コミュニティ福島」で構成されています。
- 「コミュニティ福島」には、国際会議、学会等を開催するホール・会議室、環境や放射線についての学習を目的とした展示室や体験研修スペース、360度全球型シアター等を備えています。

### 野生生物共生センター（大玉村）



- 生物多様性の保全に向けた環境学習、野生鳥獣の救護や保護などを行います。

### 猪苗代水環境センター（猪苗代町）



- 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の調査研究、環境学習を行うほか、環境保全活動の場を担います。

### 環境放射線センター（南相馬市）



- 環境創造センターの機能のうち、原子力発電所周辺のモニタリングや空間放射線の常時監視を行います。

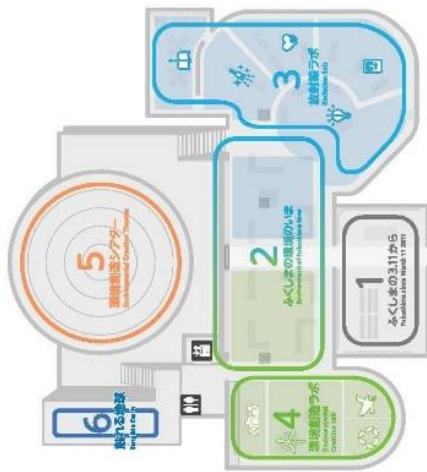
### 福島支所（福島市）

- モニタリング機能のうち、フルタイム等の分析等を行います。

# 環境回復・創造の“学びと発信”を目指して

コミュタン福島は、子どもたち・県民とともにふくしまの未来を創造する“対話と共創の場”です。

## FLOOR GUIDE



**1** ふくしまの3.11から  
復興に向かうふくしまのおゆみを知らろう！  
2011年3月11日金曜日、午後2時46分、大きな揺れと押し寄せた大津波。そこから始まる復興のふくしまの歴史、その記憶と記憶を振り返ります。

**2** ふくしまの環境のいま  
新しいふくしまの創造に向けて、まず「ふくしまの今」を知ろう！  
県庁が復興からの軌跡を、そして未来に向けて、「環境回復」がどう進んでいるのか、ふくしまの今の現状、そして未来へどう進むのかを一緒に考えてください。

**3** 放射線ラポ  
目に見えない放射線を身近なものにして、子どもたちが放射線の性質やリスクを学び、放射線に関する正しい知識を身につけてもらう。放射線に関する正しい知識を身につけてもらう。放射線に関する正しい知識を身につけてもらう。

**4** 環境創造ラポ  
子どもが活躍する新しいエネルギーやエコについて学びよう！  
“子どもが活躍したい”の思いを実現。すでに実現している取り組み、あふれているアイデア、アイデアをさらに進めるために、「自分」でできること、「自分」でできることを実践してみよう。

**5** 環境創造シアター  
大迫力の映像と音響空間/全球型シアター  
ふくしまの未来、放射線から復興まで、環境創造ラポで学んだこと、学びたい、あふれているアイデア、アイデアをさらに進めるために、「自分」でできること、「自分」でできることを実践してみよう。

**6** 触れる地球  
“触れる地球”の感動を体験  
触れる地球は、地球上の様々な生き物とつながることのできるデジタル地球です。ふくしまが住んでいる地球、地球の動きを体験し、地球を大切にしよう。

## 迫力満点の映像と音響空間を体験しよう！！

### 環境創造シアター上映作品紹介

**コミュタン福島オリジナル番組 毎日上映**

- 放射線の衝 (福島県立総合文化センター)
- 宇宙から見た地球環境 (宇宙科学博物館)
- 手紙から見た地球環境 (宇宙科学博物館)

### 国立科学博物館オリジナル番組 (土日祝上映)

東京・国立科学博物館のシアター360の番組を視聴できます。5作品の中から月替わりで2作品ずつ上映しています。

<b>A</b>	恐竜の世界 -化石から学ぶ-	<b>B</b>	マントルと地球の活動 -地球の内部から-	<b>C</b>	宇宙138億年の旅 -すべては星から生まれた-
<b>D</b>	海の食物連鎖 -エサのつながりから学ぶ-	<b>E</b>	人間の旅 -ホモ・サピエンスの歴史から学ぶ-	映像と音に包まれる 全球型ドームシアター！ を体験しよう！	

### 国立科学博物館オリジナル番組月間番組表

1月	2月	3月	4月	5月	6月
B C A D	A D C E	C E B D	B D A E	A E C D	C D A E
7月	8月	9月	10月	11月	12月
A B D E	D E A C	A C B E	B E C D	C D A E	A E C D

※土日祝日、学校長期休業中に上映します。



## 参考 ～国内外の環境教育の動向～

- 1  
2
- 3 ○ 我が国では、1950年代からの高度経済成長期において、水俣病をはじめとする公  
4 害問題が顕在化するとともに、環境汚染、自然破壊が大きな社会問題となり、1967  
5 年（昭和42年）には公害対策基本法が、1972年（昭和47年）には自然環境保全  
6 法が制定されました。我が国の環境教育は、こうした公害への対処として登場した公害  
7 教育と自然破壊への危機感から生じた自然保護教育から始まったとされています。
- 8 ○ 環境教育の必要性は、1972年（昭和47年）の国連人間環境会議（ストックホル  
9 ム会議）で採択された「人間環境宣言」で唱えられています。この宣言では国際的な公  
10 害の広がり背景に、環境教育の目的を「自己をとりまく環境を自己のできる範囲で管  
11 理し、規制する行動を、一歩ずつ確実にすることのできる人間を育成することにある」  
12 と規定されました。
- 13 ○ 地域の公害問題と同時に地球規模の視点を取り込み、環境教育の理念と推進方策の準  
14 ずべき枠組として用いられているのが、「人間環境宣言」の下に開催された1975年  
15 の環境教育国際ワークショップ（ベオグラード憲章）や1977年（昭和52年）のト  
16 ビリシ環境教育政府間会議（トビリシ会議）です。ベオグラード憲章では、環境教育の  
17 主な目標を、「環境とそれに関連する諸問題に気づき、関心を持つとともに、現在の問  
18 題解決と新しい問題の未然防止にむけて、個人および集団で活動するための知識、技能、  
19 態度、意欲、実行力を身につけた人々を世界中で実行育成すること」とし、実践に至る  
20 までの目標段階として「関心」「知識」「態度」「技能」「評価能力」「参加」の6つ  
21 を示しました。トビリシ会議では、「評価能力」を「技能」に含めた5つに整理され、  
22 これらの項目は今日でも国際的な環境教育の目標の基底に据えられています。
- 23 ○ 1980年代からの地球規模の環境問題の顕現化は環境教育への関心を世界的な規模  
24 で高めることとなり、1992年（平成4年）にブラジルのリオで開かれた国連環境開  
25 発会議（地球サミット）では、環境教育の重要性が議論され、「環境と開発に関するリ  
26 オ宣言（リオ宣言）」に盛り込まれました。採択された「アジェンダ21：持続可能な  
27 開発のための行動計画」において、「持続可能な開発」の概念が明確化され、「持続可  
28 能性」の観点から環境教育の概念的・内容的枠組みが拡大しました。2002年（平成  
29 14年）に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミッ  
30 ト）」において、我が国が提案した「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」  
31 が実施計画に盛り込まれました。2015年（平成27年）にニューヨーク国連本部に  
32 おいて、17のゴールと各ゴールに設定された合計169のターゲットから構成される  
33 「SDGs（持続可能な開発目標）」を中核とする「持続可能な開発のための2030ア  
34 ジェンダ」が採択され、我が国の環境教育に大きな影響を与えました。
- 35 ○ 我が国においては、1993年（平成5年）環境基本法が制定され、環境教育・環境  
36 学習の重要性が法制上、初めて位置づけられました。また、2003年（平成15年）  
37 には環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）  
38 が制定され、環境保全に向けて、全ての主体が積極的に取り組むことの必要性とそのた

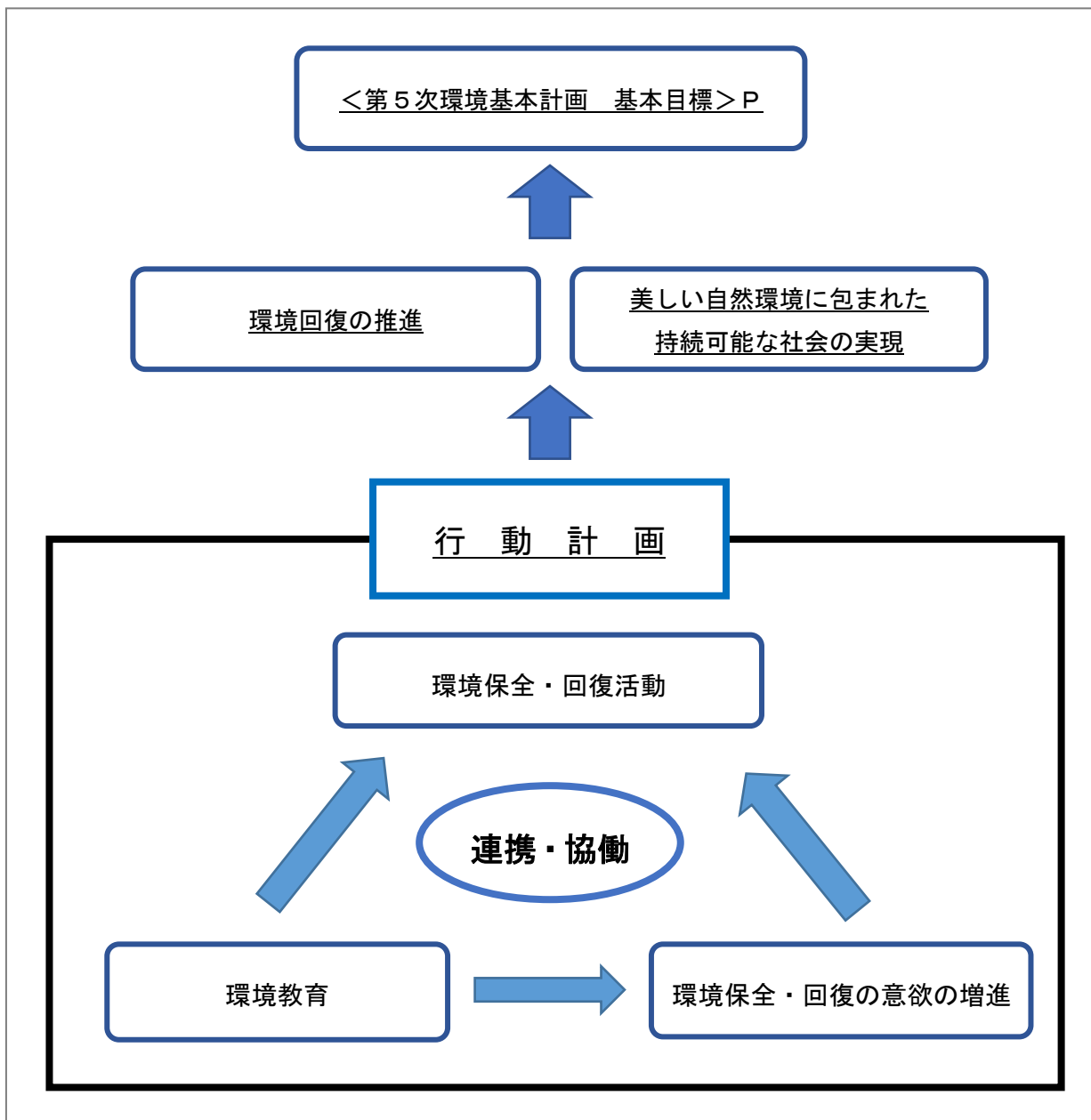
1 めの意欲の増進及び環境教育の重要性が示されました。環境教育推進法は、環境保全活  
2 動及び環境教育の一層の推進と幅広い実践的人材づくりと活用を図るため、2011年  
3 (平成23年)に環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促  
4 進法)に改正されました。2012年(平成24年)には「環境保全活動、環境保全の  
5 意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、  
6 多様な主体の協働による取組の在り方等が新たに規定されました。

7 ○ かつて、公害と自然保護といったテーマで構成されていた環境問題は、今や、地球温  
8 暖化や生物多様性等、地球的規模で深刻化しています。今日の地球環境問題は、グロー  
9 バル化の波により、環境・経済・社会が相互に依存する関係となっており、多様な主体  
10 が互いに連携し、持続可能な社会や地域づくりへ向けて責任ある主体的な行動をとること  
11 が求められています。

## 2 環境教育等の推進に当たっての考え方

これまで取り組んできた持続可能な社会の実現はもとより、環境回復の推進を図っていくためには、私たち一人一人の取組も欠かせないものであり、県民、民間団体、事業者、行政などあらゆる主体において環境保全・回復活動に取り組んでいくことがますます重要になっています。より多くの主体の環境保全・回復活動を促進するためには、環境教育により環境保全・回復の意欲を増進していくことが必要です。また、環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進及び環境教育を推進するためには、それぞれの主体が相互に連携・協働して取り組むことも重要です。

福島県における環境教育等のイメージ



## 環境教育等の定義

**環境教育**…持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全及び回復についての理解を深めるために行われる教育及び学習をいう。

**環境保全・回復活動**…地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全及び放射線に係る理解の促進等を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

**環境保全・回復の意欲の増進**…環境の保全及び回復に関する情報の提供並びに環境の保全にする体験の機会の提供及びその便宜の供与を通して、環境の保全及び回復についての理解を深め、環境保全・回復活動の意欲を高めることをいう。

**連携・協働取組**…県民、民間団体、事業者、行政などがそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全・回復に関する取組を行うことをいう。

※本計画では、環境教育、環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、連携・協働の4つをあわせて「環境教育等」と記載する。

※「環境保全」には良好な環境の創造を含めている。

### (1) 環境保全・回復活動の推進に向けた人材育成の視点

環境保全・回復活動を推進し、持続可能な社会の形成を進めるために必要な人材育成の視点を以下に示します。

・人と環境の関わりを想像し、持続可能な社会の大切さを理解できる人【理解力】

・環境保全・回復のために自発的に学習・行動できる人【行動力】

・他者と一緒に環境づくりに取り組むことができる人【連携力】

こうした人材の育成に向け、様々な主体間で連携して環境教育等に取り組むことが必要です。

### (2) 取組主体間における適切な役割分担

環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進及び環境教育に取り組むそれぞれの主体に対しては、次に掲げる役割が期待されます。適切な役割分担の下、効果的な活動が行われるよう取組を進めます。

1  
2 **ア 家庭の役割**

3 今日の問題の多くは、日常生活の中で発生する様々な負荷に起因しているため、県民一人一人が環境問題は自らの問題であることを強く認識し、環境への負荷を減らし、環境への負荷の少ない生活様式を実践することが重要です。

6 そのためには、節電等の省エネルギー、環境に配慮した商品の優先的な購入、簡易包装や食品ロスの削減等によるごみ減量化、分別排出によるリサイクルの促進への取組などが必要です。また、地域や民間団体が実施する環境美化活動などの環境保全・回復活動への積極的な参加や環境に関する講演会へ参加し環境に対する理解を深めることなど、各家庭における取組を積極的に行うことが求められます。

11 さらに、家庭は、次の世代を担う子どもたちが人として基本的な生活習慣を身に付ける大切な場であり、子どもたちが日常生活を通して環境への意識を高め、環境に配慮した行動がとれるように育むことが重要です。

16 **イ 学校の役割**

17 学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、環境保全・回復に関する意識を高めていく上においても重要な役割を担っています。

19 学校は、子どもたちが社会生活や日常生活を営んでいくための基礎的知識を学ぶ場であることから、環境教育等を充実させていくことは、環境に配慮した生活様式や地域社会の構成員としての自覚を身に付ける上で大きな効果があります。

22 このようなことから、学校においては、環境に関する知識の習得のみならず、児童生徒の発達段階や特性等に応じ、あらゆる学習活動を通して環境への理解を深めるとともに、一人一人が地域の環境に目を向け、自ら問題を発見し、環境の保全・回復のために主体的に考え、判断し、行動できる実践的な態度や能力を育成する役割が期待されています。

29 **ウ 地域・民間団体の役割**

30 地域は、環境保全・回復に向けた取組を進めていく上での具体的な行動の場となります。地域の活発な活動なしには、環境保全・回復に向けた取組が大きな広がりとはなりません。

33 地域社会では、年齢、職業、価値観などが異なった様々な人々が、それぞれ日常生活を営んでいます。一方、同じ地域で生活を共にしていることから、環境について共通認識を持ちやすい、共同して行動しやすい、といった特性があります。

36 そのため、地域において互いに協力し合いながら、環境保全・回復に関する活動の輪を広げていくことが期待されます。

38 地域においては、町内会や子ども会など地元で根ざした組織が地域の環境に目を向けた活動を行っており、今後とも、継続して積極的に行われることが望まれます。



1           また、既に、様々な環境保全活動団体が専門的な知識と行動力をいかしながら活  
2           動を展開し、環境保全に大きな役割を果たしています。それぞれの団体は、活動範  
3           囲も様々であり、地域に根ざして活動している団体、全県域を対象に活動している  
4           団体、さらには国際的に活動している団体など、それぞれの目的に沿って、得意分  
5           野をいかした活動を行っています。環境保全活動団体は、柔軟で特色ある取組が可  
6           能であり、今後とも率先した取組が行われることが期待されます。

## 7           エ 事業者の役割

8           職場における教育活動は、個々の従業員の意識形成に影響を与えるものとして重  
9           要であり、従業員に対し積極的に環境教育等を実施する役割が求められます。

10          事業者においては、従業員の研修において積極的に環境に関する内容を取り入れ  
11          るなど、計画的に環境教育等を実施するとともに、機会を捉え、その充実を図って  
12          いくことが期待されます。

13          また、事業者には、環境に配慮した事業活動が求められるとともに、地域社会の  
14          一員としての環境保全・回復活動への積極的な参加・協力や、従業員の自発的な環  
15          境保全・回復活動の推奨などの様々な取組が期待されます。

16          さらに、事業者の持つ技術や人材をいかし、地域における環境教育等への協力、  
17          環境教育等の場としての施設の開放など、様々な形での積極的な取組が求められま  
18          す。

## 19          オ 行政の役割

22          県や市町村などの行政機関は、県民、民間団体、事業者などの各主体と相互に連  
23          携・協働し、環境保全・回復に向けた取組を推進していくことが重要です。

24          そのため、社会教育を始めとする行政の各分野で、新聞やテレビ、インターネッ  
25          トなどの各種メディアを有効活用しながら環境保全・回復の意欲の増進に必要な広  
26          報、普及啓発や情報収集を行うとともに、県民の環境に関する学習が容易に、かつ  
27          効果的に行われるよう、必要な情報や機会を提供する必要があります。

28          また、環境教育等の指導者となる人材を育成し、その活躍の場を提供していくと  
29          ともに、既に指導者として活躍している人材の更なる活用を図ることが重要です。

30          さらに、環境保全・回復活動がより多くの県民によって実践されるよう、民間団  
31          体の活動や各主体間の連携・協働などを支援することが必要です。市町村において  
32          は、行動計画の作成に努め、住民に最も身近な行政機関として、地域の特色をいか  
33          した環境教育等に関する施策を実施していくことが大切です。

34          県は、この行動計画に基づき、広域的な行政機関として、総合的な調整を図りま  
35          す。また、効果的に環境教育等を進めるため、環境部局と教育委員会、さらには、  
36          関係部局との密接な連携を図るとともに、市町村とも相互に連携・協働して環境保  
37          全・回復に向けた取組を展開していきます。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

**(3) 参加と協働**

環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、環境教育が効果的に行われるためには、自発的な参加であることが必要です。このため、県は、環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援などを行い、自発的な参加による活動を支援します。

また、自発的な取組を推進していくためには、県民一人一人の意識の高揚はもとより、地域や学校、環境保全活動団体などによる活発な活動が必要であるとともに、県民を始め、民間団体、事業者、行政などの様々な主体が幅広く連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくことが重要です。このため、県は、これまで以上に各主体の幅広い参加と協力が得られるよう、交流や情報発信を進め、協働による活動を促進します。

**(4) 取組の継続性**

私たちと環境との関わりは将来にわたって続くとともに、現在の環境への負荷が将来にも影響を及ぼすため、環境教育等は、将来を見据え、継続的に取り組んでいくことが重要です。このため、県は、人材確保や育成、交流等を通じ、県民、民間団体、事業者などが継続的・発展的に環境教育等に取り組むことができるよう支援します。

### 3 環境教育等を推進するための施策

県は、前項の考え方に基づき、それぞれの場における環境教育等が推進されるよう取り組みます。

#### (1) 家庭における環境教育等



個人の意識やモラルは家庭内での生活様式に大きく影響されるため、家庭において、幼児から高齢者まで全ての人が環境に関心を持つとともに、家庭での生活が環境に影響を与えていることを理解し、環境への負荷の少ない暮らし方を考え、実践していく必要があります。

そのため、家庭におけるごみの分別や、省エネルギーへの取組等について、スマートフォン向けのアプリを活用するなど、分かりやすく環境にやさしいライフスタイルの実践への支援を行うとともに、福島第一原子力発電所事故からの復興を進める本県の状況を踏まえ、環境放射線モニタリングの結果や環境回復に向けた取組などに係る正確な情報を家庭で把握できるよう、分かりやすく情報提供していきます。

##### [主な推進施策]

- ・環境放射線モニタリング結果について、内容・方法等を工夫しながら提供し、環境保全・回復活動を実施しやすい環境を整えます。[放射能測定マップによる測定結果の公表] **SDGs** 3
- ・インターネットを始め各種メディアにより、環境の現状や環境教育等の情報を提供するとともに、ごみ減量化、省エネルギー、環境保全活動などの取り組みをメニュー化したスマートフォン向けのアプリを活用し、県民の環境活動への参加促進を図ります。  
[オールふくしまECO推進プロジェクト] **SDGs** 12, 13, 15
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進や、節電、節水、省エネ家電・機器の導入等を促す「福島エコ道」の推進などを通し、環境にやさしいライフスタイルが実践されるよう意識啓発を行います。  
[再生可能エネルギー拡大事業][みんなでエコチャレンジ事業][地球にやさしいECOライフモデル事業] **SDGs** 13
- ・温暖化に伴う気候変動の現状・将来予測の結果をわかりやすく周知し、理解を促進します。[「福島県の気候変動と影響の予測」の周知] **SDGs** 13

※末尾に推進施策と関連の深いSDGsの目標No.を表示。目標については31ページを参照。

1  
2  
3  
4

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (R1年度)	目標値 (R12年度)
住宅用太陽光発電設備 設置件数及び容量 (累計)	<u>55,614件</u> <u>251,511 kW</u>	<u>件</u> <u>kW</u>
<u>みんなでエコチャレンジ</u> 参加世帯数	<u>3,198世帯</u>	<u>世帯</u>

1  
2  
3  
4 (2) 学校における環境教育等  
5



6 学校教育における各教科や総合的な学習の時間・探究の時間等に行われる環境教育  
7 等では、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、カリキュ  
8 ラム・マネジメントを通じて、教科横断的な視点で各教科等と相互に関連付けていく  
9 ことによって、児童生徒が総合的に学び、環境に対する見方や考え方が確実に形成さ  
10 れていくよう展開する必要があります。

11 そのため、各学校において、児童生徒や地域、学校の実態を十分把握するとともに、  
12 自校におけるこれまでの環境教育等の成果と課題を明らかにして綿密な環境教育等の  
13 構想と計画、そして実践と評価を一層充実させていけるよう促進します。また、発達  
14 段階に応じて継続的に環境教育等が行われることが大切であるため、小学校・中学校・  
15 高等学校がそれぞれの目標や役割を明確にするとともに、情報交換等を充実させて校  
16 種間の連携を図って推進されるよう努めます。

17 さらに、学校は、持続可能な社会を目指すESDやSDGsの考え方を踏まえなが  
18 ら、児童生徒の多面的かつ総合的な判断力や実践力を高める環境教育等を行うととも  
19 に、学習内容に応じて、地域の人材や専門家を活用していきます。また、児童生徒が、  
20 学校で学んだことを家庭で生かすことにより、家庭や地域における環境保全・回復の  
21 実践行動の広がりを促進します。

22 環境放射線モニタリング結果については、学校において必要な情報を把握できるよ  
23 う、引き続き分かりやすく情報提供していきます。

24 他の機関や団体との連携による取組については、行政の情報や施策を活用した新た  
25 な取組の実施や、民間団体や環境学習施設との連携による環境教育プログラムの作成  
26 等を推進します。

27 なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、体験学習に一定の制約も加わ  
28 ることを踏まえ、タブレット等を活用した環境教育の取組も進めます。

29 また、環境教育等を推進していく上で、児童生徒を直接指導する教員の資質の向上  
30 が欠かせないため、指導方法や指導内容について学ぶ研修の場と機会を充実させてい  
31 きます。

32  
33  
34 [主な推進施策]

- 35 ・「福島議定書」事業（学校版）の実施、再生可能エネルギーに係る教育などにより、  
36 学校生活における省資源・省エネルギーを始めとした環境負荷低減に関する実践や知  
37 識の習得を進め、児童生徒の主体的な行動力の育成を図ります。[温暖化防止にみん  
38 なで取り組む「福島議定書」事業(学校版)] [ナッジ活用による温暖化対策促進事業]  
39 [各学校における取組] **SDGs 13**

- 1 ・身近にある豊かな自然やごみのリサイクルなど環境に関する教材として活用できる  
2 様々な素材を積極的に活用した環境教育等を展開します。[各学校における取組] **SDGs** 12、13  
3
- 4 ・水環境を学ぶための水生生物調査（せせらぎスクール）の取組や田んぼや畑、水路、  
5 ため池などを活用した農業や自然環境等を学ぶ取組等、身近な素材を積極的に活用し  
6 た体験型の環境教育等を展開します。[せせらぎスクール推進事業][「ふくしまの農  
7 育」推進事業] [各学校における取組] **SDGs** 15
- 8 ・地元技術者による技術指導等を実施し、木材利用と森林・林業の関わりについて学ぶ  
9 機会を創出するなど、地域の森林環境の保全に向け自発的に行動する態度や資質、能  
10 力を育成するための機会を設けます。[木とのふれあい創出事業] [各学校における取  
11 組] **SDGs** 15
- 12 ・本県が誇る「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境教育等を推進し、生  
13 物多様性に対する理解の醸成を図ります。[ふくしま子ども自然環境学習推進事業]  
14 **SDGs** 15
- 15 ・学校で身に付けた知識等を発揮する場として、学校外の環境保全・回復活動へ積極的  
16 な参加を促して地域と一体となった活動を進めるとともに、学習成果の発表場を提供  
17 することにより、児童生徒と教職員双方の継続的・自主的な取組を促進します。[各  
18 学校における取組] **SDGs** 4
- 19 ・環境学習施設や民間団体との連携など、学校における環境教育のネットワークを活  
20 用した環境教育プログラムづくりを推進します。[各学校における取組]  
21 **SDGs** 4、17
- 22 ・福島県環境創造センターや環境教育に関する副読本などを活用し、放射線を始め、  
23 地球温暖化対策や希少動植物の保護など身の回りの環境問題への理解を深めると  
24 ともに、持続可能な社会の実現について自ら考え、判断し、行動する力を育成します。  
25 [環境創造センター（交流棟）管理運営事業] [環境教育副読本作成事業] [各学  
26 校における取組] **SDGs** 3、12、13、15
- 27 ・タブレットによる情報収集や映像等の活用など、ICTを活用した環境教育を推進  
28 します。[各学校における取組] **SDGs** 4
- 29 ・環境問題に関する専門家等を講師として活用し、児童生徒に対する環境教育等の充実  
30 を図るとともに、様々なテーマで体験を重視した環境教育等の指導を行うことのでき  
31 る教員の育成を図ります。[環境活動スタート事業] [環境アドバイザー等派遣事業]  
32 [各学校における取組] **SDGs** 12、13、15
- 33 ・ESDの概念や、その推進拠点であるユネスコスクールなどの取組を周知、広報し、  
34 学校における環境教育等の取組を促進します。[国際的取組の周知・広報事業]  
35 **SDGs** 4、17
- 36 ※末尾に推進施策と関連の深いSDGsの目標No.を表示。目標については31ペー  
37 ジを参照。

1  
2  
3  
4

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 ( R1年度)	目標値 (R12年度)
福島議定書 (学校版) 参加校数	394校	校
せせらぎスクール 参加団体数、延べ参加者数	35団体 1,412人	団体 人
環境教育副読本を用いて 学習を行った小学校の割合	46%	%

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37

(3) 地域における環境教育等



地域においては、環境保全団体をはじめとする地域に根ざした組織の活発な活動により、環境保全・回復に向けた取組を広げていく必要があります。また、地域住民の自主的な取組を促進するためには、地域に環境教育の機会が多様な形で存在していることが重要です。

そのため、専門家の派遣や人材の育成等、環境保全活動団体等が行う活動を支援するとともに、効果的に自然体験活動や環境学習ができる地域の施設等の周知を行うなど、地域での環境学習等の機会を充実させていきます。

環境放射線については、地域において必要な情報を把握できるよう、引き続き分かりやすく情報提供していきます。

[主な推進施策]

- ・環境放射線モニタリング結果について、内容・方法等を工夫しながら提供することで、本県の自然をいかした活動がしやすい環境づくりに努めます。[放射能測定マップによる測定結果の公表] **SDGs** 3
- ・福島県環境創造センターにおいて環境保全・回復に係る情報を収集・発信していきます。[環境創造センター（交流棟）管理運営事業] **SDGs** 12, 13, 15
- ・地域や団体が主催する学習会などに対し、環境アドバイザー等の専門家等を派遣し、地域での環境教育等に係る取組を支援します。[環境アドバイザー等派遣事業] **SDGs** 12, 13, 15
- ・県民、民間団体、事業者など猪苗代湖に関わりを持つあらゆる主体の共通認識の下、水環境保全に向けた活動を積極的に推進します。[猪苗代湖水環境保全活動実践事業] **SDGs** 17
- ・水環境を学ぶための水生生物調査（せせらぎスクール）の指導者を養成するための講座の実施や、もりの案内人や川の案内人など、環境教育を担う人材の育成に努め、環境教育についての十分な知識を持った人材の積極的な活用を図ります。[せせらぎスクール推進事業][もりの案内人養成事業][「川の案内人」制度] **SDGs** 15
- ・県民、事業者、行政などあらゆる主体が一体となった省エネルギーの推進を図るため、地域ぐるみの省エネ計画の策定に取り組む市町村や、省エネルギー対策に取り組む事業者の取組を支援します。[地域まるごと低炭素化推進事業] **SDGs** 13, 17
- ・長年の環境保全活動など、顕著な功績のあった個人や団体を表彰するとともに、その活動を広く紹介し、環境に対する意識や関心を高めていきます。[“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰事業] **SDGs** 17



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11

・自然体験活動等を行う「体験の機会のある場」について適切に認定するとともに、認定団体を周知することで、「体験の機会のある場」の活用を促進します。[体験の機会のある場認定事業] SDGs 15

※末尾に推進施策と関連の深いSDGsの目標No.を表示。目標については31ページを参照。

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (R1年度)	目標値 (R12年度)
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数（累計）	30,190人	人
せせらぎスクール 参加団体数、延べ参加者数（再掲）	35団体 1,412人	団体 人
森林づくり意識醸成活動の 参加者数	178,382人	人
猪苗代湖における水草回収等 ボランティア参加者数	5,657人	人

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40



#### (4) 職場における環境教育等

事業者においては、経営理念において環境への配慮を明確に位置付けるとともに、自ら環境保全活動を積極的に行うことが重要です。より多くの事業者が、事業活動において環境負荷低減を図るとともに、従業員に対する環境教育を充実していくよう促進していきます。

従業員に対しては、環境法規の遵守に必要な知識の習得だけでなく、事業者の社会貢献や社会的責任として、環境問題に積極的に取り組むための知識、判断能力、意欲を育むという観点から環境教育が必要です。こうした職場における環境教育が、家庭や地域における取組につながるよう努めます。

また、事業者において、施設の開放や人的支援等により、地域や学校と連携した取組を進めることができるよう支援します。

県においても、一事業者として、ふくしまエコオフィス実践計画に基づき、全ての機関において職員の環境に対する意識の向上や環境負荷低減、地球温暖化の防止など環境保全に向けた取組を進めます。

##### [主な推進施策]

- ・福島県環境創造センターにおける展示、講演等による情報発信や、職場に専門家を派遣等して行う講座などを通し、環境に関する理解を深める取組を推進します。 [環境創造センター（交流棟）管理運営事業] [環境アドバイザー等派遣事業]

**SDGs** 3, 12, 13, 15

- ・化学物質による環境リスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の全ての者で共有し、お互いに意思疎通を図る「リスクコミュニケーション」によって、安全、安心を確保するため、事業者等にアドバイザーを派遣するなど、専門的な知識等の普及を図ります。 [化学物質適正管理促進事業] **SDGs** 12

- ・環境保全・回復に係る出前講座等を行う団体を登録し、情報発信を行うことにより、環境教育の取組を促進するとともに、企業等の従業員に対する研修への体験型の環境教育の導入を支援します。 [ふくしま環境教育支援認定・登録制度] **SDGs** 12

- ・「福島議定書」事業（事業所版）により、事業者が自主的に省資源・省エネルギーを始めとした環境負荷低減に取り組むことを推進します。 [温暖化防止にみんなで取り組む「福島議定書」事業(事業所版)] [ナッジ活用による温暖化対策促進事業]

**SDGs** 13

- ・事業者における省資源・省エネルギーの取組を推進します。 [事業者向け省エネ対策推進事業] [エコ・リサイクル製品普及拡大事業] **SDGs** 12, 13

- ・「食べ残しゼロ協力店・事業所」の認定・周知を行うとともに、店舗に掲示する啓発資材を提供するなど、食品ロス削減に取り組む事業者を支援します。 [食品ロス削減推進事業] **SDGs** 12

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

- ・「「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、県も一事業者・一消費者として職員の省資源・省エネルギーの意識向上に努め、温暖化対策やごみ減量化等の環境負荷低減の取組を実践します [ふくしまエコオフィス推進事業] **SDGs** 12, 13

※末尾に推進施策と関連の深いSDGsの目標No.を表示。目標については31ページを参照。

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (R1年度)	目標値 (R12年度)
「福島議定書」事業（事業所版） 参加事業所数	<u>1,705事業所</u>	<u>事業所</u>
<u>食べ残しゼロ協力店・事業所数</u>	<u>435件</u>	<u>件</u>
<u>工場・事業場におけるリスク コミュニケーションの実施件数</u>	<u>270件</u>	<u>件</u>

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38



### (5) 各主体間の連携・協働

環境教育等を推進するためには、それぞれの主体的な取組とともに、各主体のパートナーシップの下に、県民、民間団体、事業者、行政などの様々な主体が幅広く参画し、相互に協力して連携した活動をすることによって、環境教育等の効果を高めることが重要となります。

このため、本県では、平成21年9月「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を設立しており、構成員の活動内容を情報発信するなどして、多様な主体の連携による協働の輪を広げていくための支援をしています。

また、あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動をさらに進めるため、各主体が共通認識を持ち具体的な行動をとることを推進する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」の体制や活動内容の強化に取り組んでいきます。

さらに、環境創造センターにおいて、国内外の研究機関と連携し、放射線モニタリング及び放射性物質の環境動態の分野における調査研究等の取組を進めます。

#### [主な推進施策]

- ・教育委員会や関係部局との連携・協力はもとより、市町村、関係団体との情報交換や連携の強化に努め、一体的な施策を推進します。 **SDGs 17**
- ・事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を推進母体として、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民総ぐるみの運動として展開します。 [地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業] **SDGs 17**
- ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用し、各機関から提供された環境に関する情報をネットワーク構成団体、関連機関等に情報発信するなど、各主体間の連携・協働を推進します。 [ふくしま環境活動支援ネットワークを活用した情報発信事業] **SDGs 17**
- ・環境保全・回復に係る出前講座等を行う「環境教育サポート団体」や、自然体験活動等ができる「体験の機会の間」を登録・認定し、より質の高い環境教育の機会を地域や学校等に提供します。 [ふくしま環境教育支援認定・登録制度][体験の機会の間認定事業] **SDGs 4**
- ・県とIAEAとの協力プロジェクトなど、国際機関等と連携した取組の状況やその成果を、分かりやすく紹介していきます。 [IAEAとの協力プロジェクトの周知・広報] **SDGs 4, 17**

※末尾に推進施策と関連の深いSDGsの目標No.を表示。目標については31ページを参照。

1  
2  
3

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (R1年度)	目標値 (R12年度)
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数(累計)	30,190人	人
地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)を策定済の市町村数	10市町村	市町村
猪苗代湖における水草回収等 ボランティア参加者数(再掲)	5,657人	人

4  
5

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39

(6) 環境創造センター等を活用した環境教育等



県民の自主的な環境保全活動や環境教育を推進していくためには、環境に関する情報を収集・分析し、分かりやすく発信することが重要です。

福島県環境創造センターでは、放射線に関する調査研究や国内外への正確な情報発信等を行っており、引き続き本施設を中核として、放射線学習の一層の充実に努めていきます。交流棟「コミュタン福島」は、子どもたちが環境や放射線について体験を通して楽しく学ぶことができる施設であり、県内はもとより、多くの県外の子どもたちに来館してもらうよう、展示内容やイベント等を工夫しながら運営していきます。

また、現在、公民館、博物館、青少年教育施設などに加え、民間の環境学習施設、自然体験施設において、環境保全・回復活動や環境教育に関する事業が行われています。その他にも、事業者においては、見学を受け入れている工場等があるほか、各主体において、森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、海岸、農地等における環境保全・回復に向けた様々な取組が行われています。

これらの施設が学びの場としていかされるよう努めるとともに、「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだたら」、令和2年9月に開所した「東日本大震災・原子力災害伝承館」など誇れる優れた特徴を持った環境学習施設との連携強化や取組の充実を図ります。

[主な推進施策]

- 環境学習施設の情報提供により、自然体験や社会体験を重視した体験型の環境教育等を進めます。[環境創造センター(交流棟)管理運営事業] **SDGs 4**
- 「コミュタン福島」において、企画展及びイベントを積極的に開催するとともに、学習目的に応じたプログラムを充実・PRすることにより、県内の小学校をはじめ、県内外からの来館を促し、放射線に係る正確な理解の促進や、環境学習活動の充実を図ります。[環境創造センター(交流棟)管理運営事業] **SDGs 3, 12, 13, 15**
- 環境創造センターが取り組んでいる調査研究の成果についての発表会を開催し、広く情報発信します。[環境創造センター(本館)管理運営事業] **SDGs 4, 17**
- 「コミュタン福島」や「東日本大震災・原子力災害伝承館」等、本県の現状や放射線に係る正確な情報等を発信する施設への来館を促し、風評の払拭を図ります。[環境創造センター(交流棟)管理運営事業][東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業][東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業] **SDGs 3, 4**
- 猪苗代水環境センターを拠点として、猪苗代湖流域における自然体験や社会体験を重視した体験型の環境学習会を開催します。[環境創造センター附属施設管理運営事業] **SDGs 4, 17**

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

- ・「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだたら」などを活用して、海をテーマとした学習や森林や野生動植物をテーマとした学習など、その特徴をいかした環境教育等の取組を進めます。[ふくしま海洋科学館管理運営事業][ふくしま海洋科学館利用料金免除補助事業][もりの案内人養成事業、森林ボランティアリーダー育成事業]

**SDGs** 14, 15

※末尾に推進施策と関連の深いSDGsの目標No.を表示。目標については31ページを参照。

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (R1年度)	目標値 (R12年度)
福島県環境創造センター交流棟 「コミュタン福島」利用者数	84,316人	人
「コミュタン福島」で環境学習を 行った県内小学校の割合	%	%
アクアマリンふくしま入館者数	533,459人	人
東日本大震災・原子力災害伝承館 入館者数	0人	人

11  
12

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33

### 参考～ESDとSDGsについて～

<ESDとは>

「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development)の略称で、「一人一人が世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」をいいます。

持続可能な社会とは、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」です。その実現に向け、一人一人ができることを考え、行動するための学びが「ESD」です。

ESDでは関連する様々な分野を「持続可能な社会の構築」の観点からつなげ、総合的に取り組むことが必要とされています。

#### ESDの概念図(文部科学省HPより)





1 <SDGsとは>

2 SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)は、2015年の国連サミットで採択  
3 された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

4 SDGsは社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17の目標(ゴール)と169のターゲット  
5 で構成されており、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標とされていま  
6 す。



10 **【Goal 1】 貧困をなくそう**  
あらゆる場所のあらゆる形態の  
11 貧困を終わらせる



**【Goal 10】**  
12 人や国の不平等をなくそう  
各国内および各国間の不平等を  
13 是正する



15 **【Goal 2】 飢餓をゼロに**  
飢餓を終わらせ、食糧安全保障お  
16 よび栄養改善を実現し、福祉を促進  
17 する



**【Goal 11】**  
19 住み続けられるまちづくりを  
包摂的で安全かつ強靱(レジリエ  
20 ント)で持続可能な都市および人間  
21 居住を実現する



23 **【Goal 3】**  
24 全ての人に健康と福祉を  
あらゆる年齢のすべての人々の  
25 健康的な生活を確保し、福祉を促進  
26 する



**【Goal 12】 つくる責任つかう責任**  
28 持続可能な生産消費形態を確保  
29 する



31 **【Goal 4】**  
32 質の高い教育をみんなに  
すべての人に包括的かつ公正な  
33 質の高い教育を確保し生涯学習の  
34 機会を促進する



**【Goal 13】**  
36 気候変動に具体的な対策を  
気候変動およびその影響を軽減  
37 するために緊急対策を講じる



39 **【Goal 5】**  
40 ジェンダー平等を実現しよう  
ジェンダー平等を達成し、すべ  
41 ての女性および女兒の能力強化を  
42 行う



**【Goal 14】 海の豊かさを守ろう**  
44 持続可能な開発のために海洋・海  
45 洋資源を保全し、持続可能な形で利  
46 用する



48 **【Goal 6】**  
49 安全な水とトイレを世界中に  
すべての人々の水と衛生の利用  
50 可能性と持続可能な管理を確保す  
51 る



**【Goal 15】 陸の豊かさを守ろう**  
53 陸域生態系の保護、回復、持続可  
54 能な利用の推進、持続可能な森林の  
55 経営、砂漠化への対処、並びに土地  
56 の劣化の阻止・回復および生物多様  
57 性の損失を阻止する



59 **【Goal 7】 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに**  
すべての人々の、安価かつ信頼で  
60 きる持続可能な近代的エネルギー  
61 へのアクセスを確保する



**【Goal 16】 平和と公正をすべての人に**  
63 持続可能な開発のための平和で包摂的  
64 な社会を促進し、すべての人々に司法へ  
65 のアクセスを提供し、あらゆるレベルに  
66 において効果的で説明責任のある包摂的な  
67 制度を構築する



69 **【Goal 8】 働きがいも経済成長も**  
包括的かつ持続可能な経済成長  
70 およびすべての人々の完全かつ生  
71 産的雇用と働きがいのある人間ら  
72 しい雇用(ディーセント・ワーク)  
73 を促進する



**【Goal 17】 パートナリシップで  
目標を達成しよう**  
75 持続可能な開発のための実施手  
76 段を強化し、グローバル・パートナ  
77 リシップを活性化する



79 **【Goal 9】**  
80 産業と技術革新の基礎をつくらう  
強靱(レジリエント)なインフラ  
81 構築、包摂的かつ持続可能な産業化  
82 の促進及びイノベーションの推進  
83 を図る

1  
2 **4 環境教育等の取組状況の点検等**  
3

4 環境教育等に関する各種施策について、毎年の取組状況を公表するとともに、福島県  
5 環境審議会に対し報告を行い、必要に応じ見直しを行います。  
6  
7  
8

9 参考～各指標の実績値推移と目標～

10 ○各指標の過去3年程度の推移と目標値をグラフで一覧表記することを想定  
11